平成２５年１２月１２日
山形県後期高齢者医療広域連合

平成２５年度　第２回山形県長寿医療懇談会資料

次期特定期間（平成 26・27 年度）の保険料率算定について

頁

１　新保険料率の算定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　保険料軽減措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　保険料負担額（必要保険料）について・・・・・・・・・・・４

４　保険料を財源とする事業に係る推計について・・・・・・・・６

1　新保険料率の算定にあたって

（１）後期高齢者医療保険料率の概要

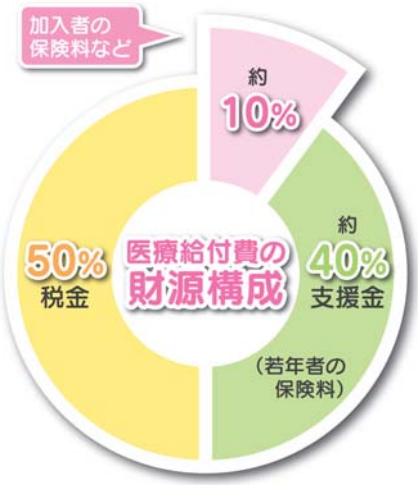

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約１割を保険料で負担するものとされている。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される「均等割」から構成され、広域連合内均一保険料とし、個人単位で賦課される。

この保険料を算出するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね２年を通じて財政の均衡を保つことができるものと「高齢者の医療の確保に関する法律」で規定されていることから、２年ごとに見直しを行う。

山形県後期高齢者医療広域連合の保険料率の推移

年　度	所得割率	均等割額	限度額	軽減後一人当たり保険料
平成20･21年度	6.85%	37,300円	500,000円	38,782円
平成22･23年度	7.12%	38,400円	500,000円	40,678円
平成24･25年度	7.52%	39,500円	550,000円	41,571円

（２)新保険料の上昇

当広域連合では、次期特定期間の新保険料が、次の要因等により平成 24・25 年度と比べて上昇することが見込まれる。

①　１人当りの保険給付費が２年間で 2.80%増加する。

②　１人当りの保険給付費の消費税増税分として 1.58%増加する。

③　後期高齢者負担率の改定（10.51%から 10.73%）により、保険料の負担が 2.09%増加する。

当広域連合の試算では、平成 24・25 年度保険料改定の際に、剰余金の活用と山形県後期高齢者医療財政安定化基金の交付を見込んで保険料の上昇抑制を図ったことと同様のことがない場合、上記等により次期特定期間の新保険料は、今期特定期間の軽減後保険料額と比較し 4,526 円、10.89%の増加が見込まれる。

(３)新保険料の上昇抑制策

当広域連合では、年金減少・消費税増税などの高齢者に厳しい状況に鑑み、保険料の増加を抑制するために次のことを行う。

① 平成 24・25 年度の剰余金見込額（８億９千７百万円）を全額活用し、4,526 円、10.89%の上昇を 2,999 円、7.21%へ抑制することができる。

② 平成 20 年度以降、国、県、広域連合が等分に拠出し、県が管理する山形県後期高齢者医療財政安定化基金からの交付を受け抑制する。（現在協議中）

【上昇抑制イメージ図】（２か年分）

① 次期の費用額 － ② 収入額 ＝ 本来の必要保険料

2,947 億円 － 2,682 億円 ＝ 265 億円

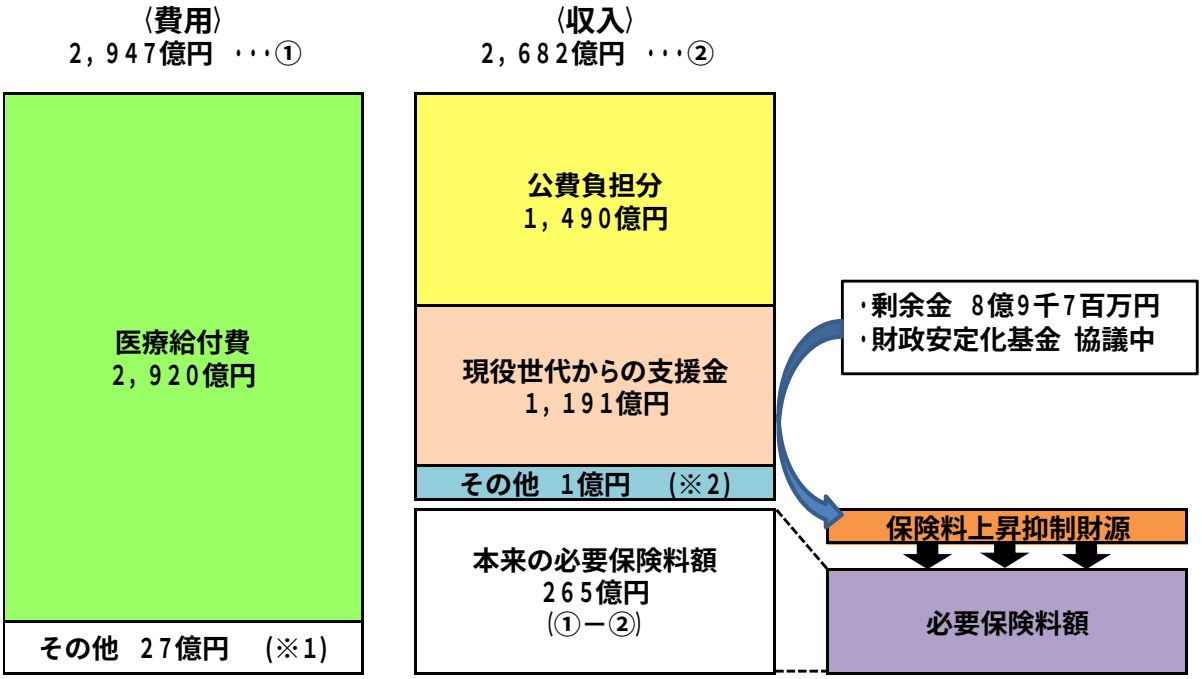

(※１)	財政安定化基金拠出金	1.2 億円
	保健事業費（健康診査）	6.3 億円
	葬祭費	11.9 億円
	審査支払手数料	8.2 億円
(※２)	保健事業費（国庫負担金）	1.2 億円

【国の保険料に対する方向性】

・負担能力に応じた負担（賦課限度額を 55 万円から 57 万円へ引き上げ）

2　保険料軽減措置について

保険料軽減措置については、被用者保険被扶養者及び低所得者に係る保険料軽減措置を継続するという国の方針に基づき、以下のとおり行なうものとする。

（1）被用者保険被扶養者について（特例軽減）

本来であれば、資格取得後２年の特例措置でありましたが、２年に限らず、所得割は課さず、被保険者均等割額は９割軽減とする。

（2）低所得者について

・被保険者均等割額については、所得の段階に応じて９割、８.５割、５割、２割軽減

・所得割額については、５割軽減

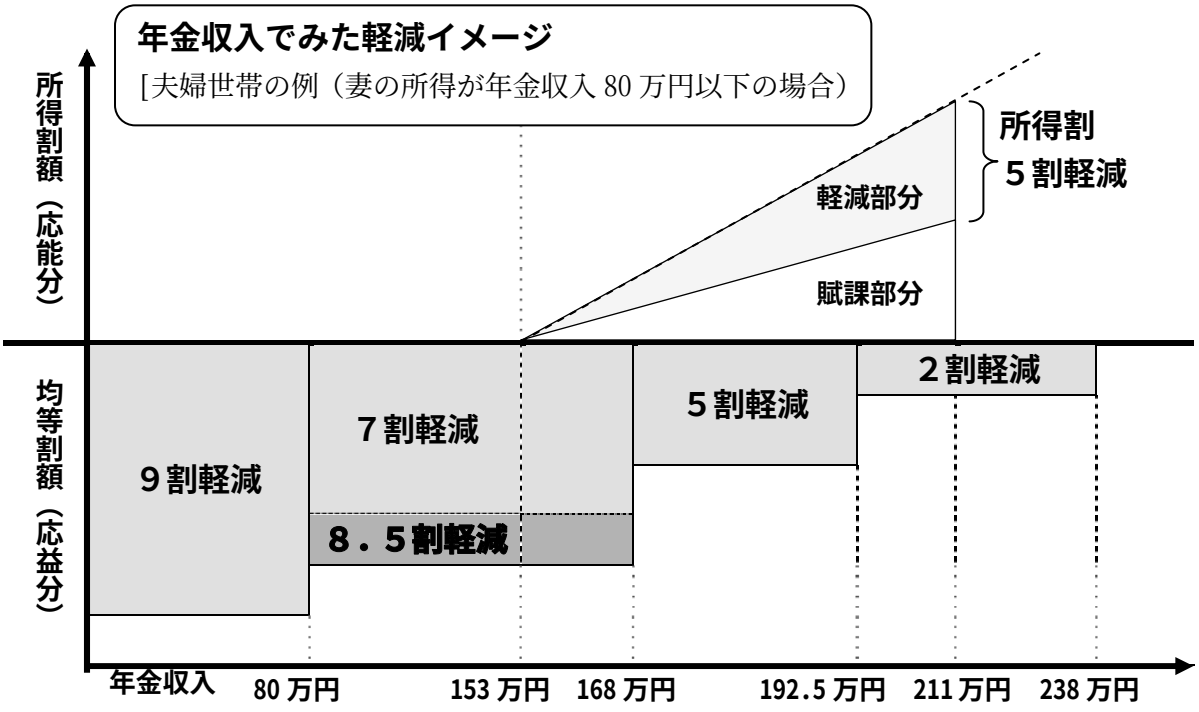

【国の保険料軽減に対する方向性】

・低所得者に対する保険料均等割軽減措置の拡大（５割、２割）

・特例軽減の見直し

3　保険料負担額（必要保険料）について

歳　出　（単位：千円）

種　類		概　算　額		
		26年度	27年度	計 ①
保険給付費	現役並所得者（３割負担） 3.03%	4,374,738	4,471,454	8,846,192
	一般所得者（１割負担） 96.97%	140,006,067	143,101,297	283,107,364
	小　計	144,380,805	147,572,751	291,953,556
財政安定化基金拠出金（広域連合分）		65,000	63,459	128,459
保健事業費（健康診査）		318,243	319,453	637,696
保健事業費（歯周疾患）		0	0	0
葬祭費		594,750	596,700	1,191,450
審査支払手数料		405,626	412,674	818,300
合　計		145,764,424	148,965,037	294,729,461

歳　入（保険料を除く）　（単位：千円）

種　類		概　算　額			備　考	保険料負担 ①－② （歳出-歳入）
		26年度	27年度	計 ②		
保険給付費分	支援金	3,905,329	3,991,667	7,896,996	現役並み所得者分に係る保険給付額の89.27%	949,196
	支援金	54,980,382	56,195,880	111,176,262	一般分に係る保険給付額の39.27%	22,954,074
	調整交付金（国）	11,667,172	11,925,108	23,592,280	一般分に係る保険給付額の1/12	
	調整交付金（調整分）	2,686,105	2,746,126	5,432,231	所得係数等の調整による増分	
	定率負担金（国）	35,001,517	35,775,324	70,776,841	一般分に係る保険給付額の3/12	
	定率負担金（県）	11,667,172	11,925,108	23,592,280	一般分に係る保険給付額の1/12	
	定率負担金（市町村）	11,667,172	11,925,108	23,592,280	一般分に係る保険給付額の1/12	
	高額医療費（国負担）	483,593	511,965	995,558	高額医療費の1/4	
	高額医療費（県負担）	483,593	511,965	995,558	高額医療費の1/4	
	小　計	132,542,035	135,508,251	268,050,286		23,903,270
財政安定化基金拠出金（広域連合分）		―				128,459
保健事業費		60,507	60,737	121,244	国庫負担金	516,452
保健事業費		―				0
葬祭費		―				1,191,450
審査支払手数料		―				818,300
合　計		132,602,542	135,568,988	268,171,530		**26,557,931**

（必要保険料）

保険給付費の財源構成

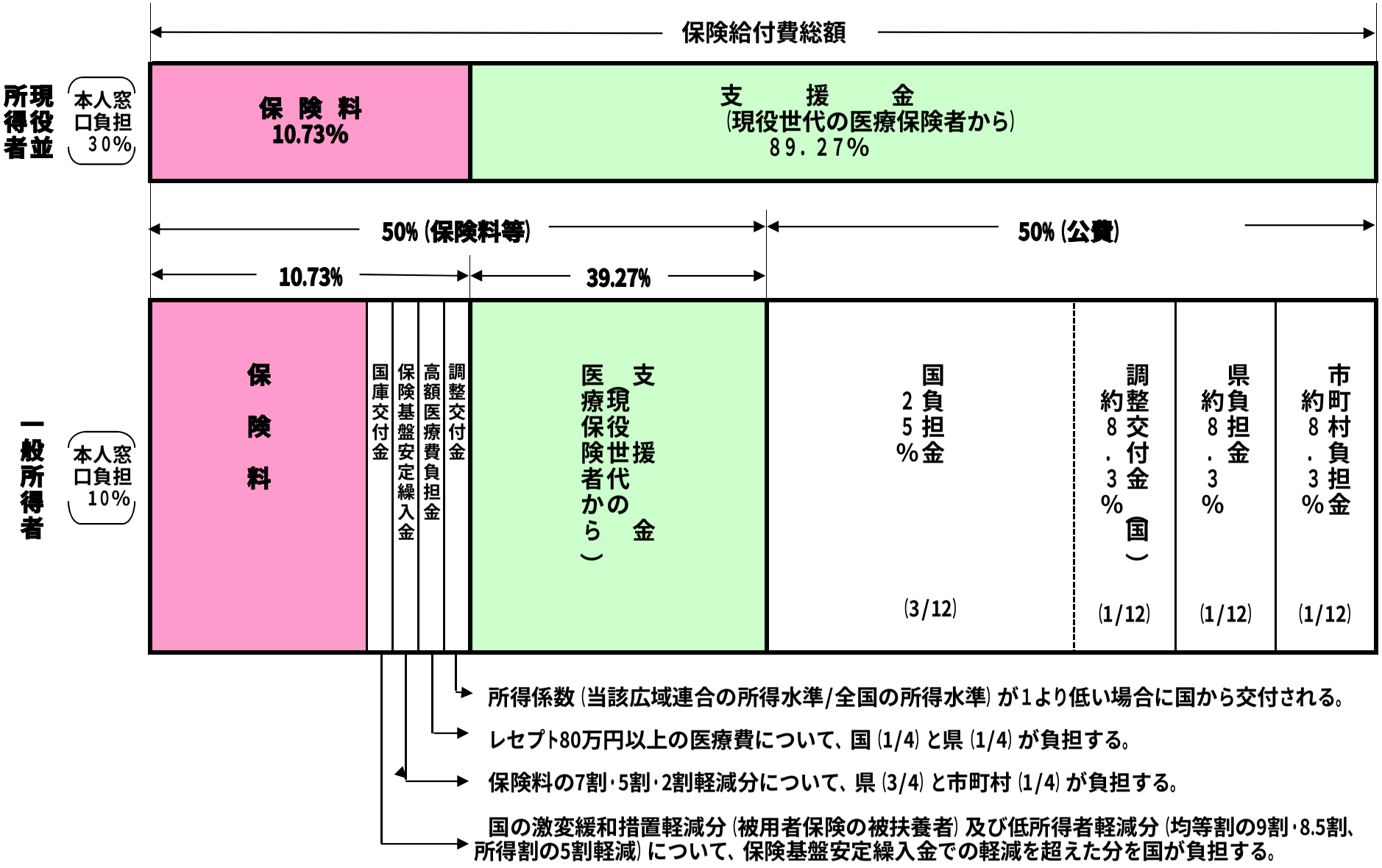
保険給付費総額
現役並所得者
本人窓口負担30%
保険料 10.73%
支援金（現役世代の医療保険者から） 89.27%
50%（保険料等）
50%（公費）
10.73%
39.27%
一般所得者
本人窓口負担10%
保険料
国庫交付金
保険基盤安定繰入金
高額医療費負担金
調整交付金
支援金（現役世代の医療保険者から）
国負担金 25% (3/12)
調整交付金（国） 約8.3% (1/12)
県負担金 約8.3% (1/12)
市町村負担金 約8.3% (1/12)
所得係数（当該広域連合の所得水準/全国の所得水準）が1より低い場合に国から交付される。
レセプト80万円以上の医療費について、国（1/4）と県（1/4）が負担する。
保険料の7割・5割・2割軽減分について、県（3/4）と市町村（1/4）が負担する。
国の激変緩和措置軽減分（被用者保険の被扶養者）及び低所得者軽減分（均等割の9割・8.5割、所得割の5割軽減）について、保険基盤安定繰入金での軽減を超えた分を国が負担する。

４　保険料を財源とする事業に係る推計について

①　財政安定化基金拠出金

平成 26・27 年度の保険給付費総額に拠出率 0.044%を乗じたものから、運用収益を差し引いて推計した。

年度	拠出金（運用収益含む）①（円）	運用収益（円）②	拠出金（円）①－②
平成 26 年度	65,308,115	308,115	65,000,000
平成 27 年度	63,714,615	255,615	63,459,000
合計	129,022,730	463,760	128,549,000

※拠出率は県条例に規定

※初年度（H26）は１／２以上の額を積み立てることとなっている。

②　健康診査事業

平成 24･25 年度と同様に市町村に委託し実施し、引き続き目標受診率は 22.0%と設定する。

また、平成 26 年度よりレセプト情報を活用し、一定期間医療機関を受診していない被保険者を抽出し、健診の受診勧奨を行い疾病の重症化を未然に防止し、受診率向上を図る。

年度	総費用（円）①	国庫補助金（円）②	事業費用（円）①－②
平成 26 年度	318,242,981	60,507,000	257,735,981
平成 27 年度	319,453,354	60,737,000	258,716,354
合計	637,696,335	121,244,000	516,452,335

※　「生活習慣病で治療中の者」を対象者として加えていた老人保健制度時の平成 19 年度の受診率実績は、22.5%

※　平成 24 年度の受診率実績は、17.4%

③　葬祭費

「山形県の人口と世帯数」によると、近年の 75 歳以上人口に占める死亡者数は、６%前後であり、平成 23 年度が最大値であることから平成 23 年度の 6.27%で推計した。

年度	支給件数（死亡者数）（人）	葬祭費支給額（円）
平成 26 年度	11,895	594,750,000
平成 27 年度	11,934	596,700,000
合計	23,829	1,191,450,000

※１件当たり支給額 50,000 円

④　審査支払手数料

レセプト項目毎に平成 22～24 年度の３年間における一人当たり審査件数の平均伸び率を算出し、推計被保険者数を乗じて推計した。

年度	年間審査件数（件）	審査支払手数料（円）
平成 26 年度	5,556,518	405,625,814
平成 27 年度	5,653,066	412,673,818
合計	11,209,584	818,299,632

※１件当たり手数料 73 円